

令和2年10月1日

## 大阪港戦略港湾連絡会規約

### (総則)

第1条 この規約は、「大阪港戦略港湾連絡会」(以下、「連絡会」という。)の運営に関し、必要な事項について定める

### (目的)

第2条 連絡会は、大阪港が国際コンテナ戦略港湾の取り組みを推進するにあたり、大阪港の関係者間での意見交換を行い、今後の施策に反映することを目的として設置する。

### (組織)

第3条 連絡会は別表に掲げる団体をもって組織する。

2 連絡会の事業に関係があり必要と認める場合には、本会に別表に挙げる団体以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第4条 連絡会の事務局は、大阪港湾局計画整備部（戦略港湾担当）に置くものとする。

### (細目)

第5条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営などに関して必要な事項は関係者間で協議して定める。

### (附則)

この規約は、平成23年6月2日より施行する。

この規約は、令和2年10月1日より施行する。

### 別表（第3条関係）

大阪税関

近畿運輸局

大阪海上保安監部

大阪港運協会

大阪港湾労働組合協議会

全日本港湾運輸労働組合同盟近畿地方本部

公益社団法人大阪港振興協会

大阪港埠頭株式会社

大阪港湾局